

津波避難計画策定指針

平成 16 年 5 月

岩 手 県

目 次

1	策定の趣旨.....	1
2	津波避難計画の範囲.....	2
3	津波避難計画を策定する市町村.....	2
4	津波避難計画において定める事項.....	2
5	用語の意味.....	2
6	津波避難計画の策定手順.....	5
	(1) 津波浸水予想地域の確認.....	5
	(2) 避難対象地域の指定.....	5
	(3) 避難困難地域の抽出.....	6
	(4) 避難場所等、避難路等の指定・設定.....	8
	(5) 初動体制（職員の参集等）.....	11
	(6) 津波情報等の収集・伝達.....	11
	(7) 避難勧告・指示の発令.....	14
	(8) 平常時の津波防災啓発.....	15
	(9) 避難訓練.....	16
	(10) その他の留意点.....	17
	(11) 津波避難計画の自己評価（評価チェックリスト）.....	20
	作成例.....	25

1 策定の趣旨

(1) 背景

本県は、その位置と複雑な海岸形状などから有史以来、多くの津波被害を被り、そのたびに尊い生命と貴重な財産が失われてきました。

その教訓から、国、県、市町村は、(湾口)防波堤、防潮堤、水門等のハード対策、津波防災マップの配布、自主防災組織の強化・育成等のソフト対策を積極的に推進してきました。

特に津波対策においては、「地震を感じたら、すぐに海辺から避難する」という住民自らの迅速な避難が人的被害を軽減する観点から最も有効ですが、本県の沿岸各市町村はこれまでも、地域防災計画等の中で、津波危険区域や避難所、避難路を設定し、情報伝達、応急対応の体制などを定め、津波を想定した避難訓練を毎年行うなど、それぞれ津波対策に取り組んでいます。

また、県では今後の津波避難対策の基本的方向についての提言を記載した「岩手県津波避難対策検討委員会報告書」(平成14年12月)をまとめ、これに基づいて津波浸水予測図の作成を行うなど、津波避難対策を進めているところです。

(2) 指針の位置付け

本指針は、消防庁が作成した「津波対策推進マニュアル検討報告書」(平成14年3月)で示された津波対策に関する基本的な考え方を前提に、本県の実情を踏まえつつ、避難計画策定に当たっての広域的かつ統一的な基本方針を示すものです。

市町村はこの指針の内容を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画や地域防災計画津波対策編の策定に取り組むなど、より体系的かつ効果的な津波対策に取り組むことが期待されます。

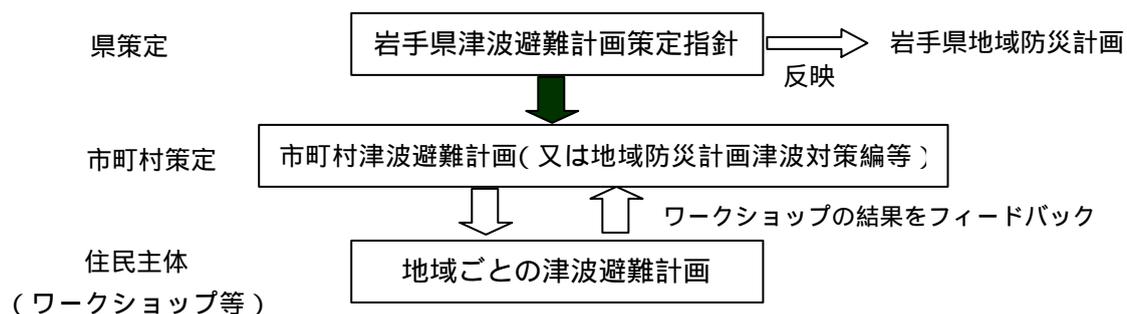
(3) 地域ごとの津波避難計画

市町村が津波避難計画を策定(あるいはこれまでの津波対策を点検)した後は、避難対象地域ごとに住民が主体となってワークショップ等を開催し、「地域ごとの津波避難計画」を策定する枠組みとなっています。

住民は「自らの命(地域)は自ら守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるとともに自発的に地域の防災活動に寄与することが求められます。このため、住民ひとり一人の防災行動の確立と併せ、災害時要援護者などを地域で支えあうしくみについても、住民は行政、あるいは地域内の民間企業等と一体となって考えていかななくてはなりません。

今回、地域を熟知した住民自らが主体的に避難計画の策定に取り組むことにより、よりきめ細かく実効性の高い避難計画の策定が可能になるほか、津波の正しい知識と地域の危険性を再認識することにより、住民の防災意識の高揚が期待されます。

これらの取組みの結果、行政と住民、あるいは民間企業等も含めた地域全体の総合的な防災力の向上を図り、来る地震・津波災害に備えようとするものです。



2 津波避難計画の範囲

この指針が対象とする津波避難計画は、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から二十数時間（チリ津波の例を踏まえ、遠地津波を想定した時間）の間、住民の生命、身体を安全を確保するための避難対策に資するものです。

3 津波避難計画を策定する市町村

本県は過去数度にわたり沿岸全域で甚大な津波被害を被ってきた歴史があることから、海岸線を有する全ての市町村において、津波避難計画を策定する必要があります。

4 津波避難計画において定める事項

津波避難計画で定める必要がある事項は次のとおりです。

- (1) 津波浸水予想地域
- (2) 避難対象地域
- (3) 避難困難地域
- (4) 避難場所等、避難路等の指定・設定
- (5) 初動体制
- (6) 津波情報の収集・伝達
- (7) 避難勧告・指示の発令
- (8) 津波防災教育・啓発
- (9) 津波避難訓練の実施
- (10) その他の留意点

5 用語の意味

この指針で用いる用語の意味は次のとおりです。

- (1) 津波浸水予想地域
想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいいます。過去の津波の浸水地域や津波シミュレーションによる浸水地域に基づいて定めます。
- (2) 避難対象地域
津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水予想地域に基づき市町村が指定します。
- (3) 避難困難地域
津波の到達時間までに避難対象地域の外、又は避難場所まで避難することが困難な地域をいいます。
- (4) 避難路
避難場所等に避難するための主要な経路で、市町村が指定するものです。
- (5) 避難経路
避難目標地点、避難場所又は避難ビル等へ避難するための経路で自主防災組織や住民などがワークショップ等により設定するものです。

(6) 避難場所(避難施設、避難所、2次避難場所)

津波の危険から避難するために避難対象地域の外に市町村が指定する場所です。避難目標地点への避難だけでは安全が確保できない場合などに使用します。

(7) 避難目標地点(1次避難場所)

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所です。自主防災組織や住民等が設定するもので、とりあえずの生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいいます。必ずしも避難場所と一致しません。

(8) 避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた人が緊急避難する建物で、市町村又は自主防災組織等が指定又は設定するものをいいます。

(4)、(5)を総称して「避難経路」、(6)～(8)を総称して「避難先」といいます。

津波避難計画の概念図は次のとおりです。

6 津波避難計画の策定手順

(1) 津波浸水予想地域の確認

過去に発生した津波の痕跡（津波防災マップ《平成9年度作成》などを参照）や、岩手県が平成15年度に作成する津波浸水予測図の結果等から、津波浸水予想地域、及び津波の到達時間、継続時間などを確認します。

その際、津波防災施設については、津波防止機能が確実に発揮できると考えられる場合（1）を除き、その効果を考慮しないものとします。

岩手県が実施する津波シミュレーション

想定する津波 明治三陸大津波、昭和三陸津波、宮城県沖地震（連動型）による津波、1968年十勝沖地震（概略計算）による津波（2）

想定パターン 津波防災施設有り、津波防災施設無し

- 1 「津波防止機能が確実に発揮できると考えられる場合」とは、津波防災施設が耐震設計されており、十分に維持管理されている場合をいいます。
- 2 チリ地震津波については津波シミュレーションを行いませんが、地域によってはチリ地震の浸水域が最も大きい場合もあるので、過去の津波痕跡との比較が必要です。

ここが重要！

～シミュレーションの限界～

シミュレーションは、津波の浸水域や到達時間を推定するのに有効な手法ですが、その利用にあたってはシミュレーションの限界を理解しておく必要があります。

シミュレーションの計算値は計算格子（メッシュ）の平均値を示すものです。本県のように複雑に入り組んだ海岸においては、急激な波高の変化を表現できない場合があります。

地震の本震前に、前震などの原因で津波が生じ、本震による津波よりも早い時間に到達した事例があり、到達予想時間にも想定の限界があります。

以上のことから、津波シミュレーションの結果は、津波災害のシナリオの1つであり、津波が浸水する様子を概略的に把握するものと認識することが重要です。

(2) 避難対象地域の指定

津波浸水予測図で示された最大の津波浸水予想地域に基づき、自主防災組織や自治会等の単位で市町村が指定します。

避難対象地域は津波浸水予想地域を基本として、安全を考慮し、広めに指定します。

避難対象地域は、避難勧告や避難指示を発令する際に避難の対象となる地域であり、発令内容が住民等に迅速かつ正確に伝わることが重要です。さらに、避難活動の際は、災害時要援護者（災害弱者）等の避難誘導等を考えた場合、地域ぐるみの助け合い、避難活動も非常に大切です。

以上のことから、避難対象地域の指定にあたっては、住民等の理解を十分に得た上で、自主防災組織や町内会等の単位で指定することが重要です。

（３）避難困難地域の抽出

津波到達予想時間の設定

津波シミュレーションの結果等を参考に、津波の到達予想時間を設定します。

津波シミュレーションの結果を使用する場合は、最も到達時間が早い想定津波の結果を採用します。

避難目標地点の設定

避難者が避難対象地域外へ脱出する際の目標地点を避難対象地域の外側に設定します。

ア) 避難対象地域の外に最も早く避難できる地点を設定することとし、必ずしも避難場所への最短コース上にある必要はありません。

イ) この避難目標地点は避難対象地域の外縁と避難路、避難経路との接点付近となります。避難目標地点に到達後、指定された避難場所へ向かって避難するといった避難の方法を考えておく必要があります。

ウ) 袋小路となっている箇所、あるいは背後に階段等の避難路や避難経路がない急傾斜地や崖地付近は避けること。

エ) ワークショップ等の開催を通して、住民や自主防災組織等との理解と協力のもと、設定することが望ましい。

避難路、避難経路の指定・設定

避難路目標地点まで最も短時間で、かつ安全に到達できる避難路、避難経路を指定・設定します。

ア) 避難路、避難経路の幅員はできる限り広く、かつ迂回路等が確保されていることが望ましい。

イ) 海岸沿いや河川沿いの道路・橋梁を指定・設定することは避けること。

ここで述べている河川とは、津波が河川を遡上し、河川の水位上昇、河川堤防の決壊などの危険がある河川です。

ウ) 津波の進行方向と同方向へ避難する道路を指定・設定すること（海岸方向に高台等がある場合であっても、できる限り海岸方向への避難は避ける）。

避難可能距離（範囲）の設定

津波到達予想時間と避難する際の歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達予想時間までの間に避難が可能な距離（範囲）を設定します。

避難可能距離は、次の式を参考に設定します。

$$\text{避難可能距離} = (\text{歩行速度}) \times (\text{津波到達予想時間} - 5 \text{分})$$

ア) 歩行速度は、1.0m/秒（老人自由歩行速度、群集歩行速度、地理不案内者歩行速度等）を目安とします。ただし、歩行困難者、身体障害者、乳幼児、重病人等についてはさらに歩行速度が低下することを考慮する必要があります。

イ) 避難できる限界の延長は、最長でも 500m 程度を目安とします。

1,000m 程度を目安としてもかまいませんが、災害時要援護者（災害弱者）等の避難できる距離、避難場所等までの距離などを考慮しながら、各地域ごとに設定する必要があります。

ウ) 気象庁からの震度速報の発表に約 2 分程度かかると想定し、準備時間も含め地震発生後 5 分後に避難を開始できるものとします。ただし、地域の状況を考慮し（ ）避難開始時間（5 分）が適さない場合は 2 分まで短縮できるものとします。

また、観光客、海水浴客、釣客等、通過者、漁業関係者、港湾関係者、船舶、工事関係者等などで、情報伝達が遅れることが想定される地域がある場合は、そのことを考慮して避難開始時間を設定します。（6）津波情報等の収集・伝達・（10）その他の留意点 観光客、海水浴客、釣客等の避難対策 参照

「地域の状況を考慮し」とは、気象庁予警報等の情報が防災行政無線等を通じて自動的に住民に周知される仕組みを整備している場合などをいいます。

【参考】

・老人単独歩行（自由歩行速度）	: 1.1m / 秒	: 俵元吉 1976 による
・ベビーカーを押している人	: 0.9m / 秒	: 同上
・群集歩行	: 1.1 ~ 1.2m / 秒	: 限界: 東京都市群交通計画委員会 1972
・自力のみで行動できにくい人（水平）	: 0.8m / 秒	: 堀内三郎 1972
（重病人、身障者等）	（階段）: 0.4m / 秒	
（位置、経路等に慣れていない人）	（水平）: 1.0m / 秒	: 同上
	（階段）: 0.5m / 秒	
・身障者等の歩行速度（急いで）	C1 : 1.2m / 秒	: 日本建築学会 1980
	C2 : 0.44m / 秒	

「津波対策推進マニュアル検討報告書」（平成 14 年 3 月、津波対策推進マニュアル検討委員会）より）

北海道南西沖地震津波時の年齢階層別平均避難速度（日本建築学会）

浸水状況	20 ~ 29 歳	30 ~ 39 歳	40 ~ 49 歳	50 ~ 59 歳	60 歳 ~
海水は来ていない	0.87m / 秒	1.47m / 秒	1.03m / 秒	0.68m / 秒	0.58m / 秒

避難困難地域の抽出

～ までの検討に基づき、津波到達時間内に、指定・設定した避難路、避難経路を避難して避難目標地点まで到達可能な範囲（避難可能距離（範囲））を設定し、この範囲から外れる地域を避難困難地域として抽出します。

ア） 避難困難地域の抽出にあたっては、地図上で想定するだけでなく、避難訓練等を実施して津波到達予想時間内に避難できるか否かを確認した上で設定する必要があります。

イ） 避難困難地域の避難者が避難する場所を確保するために、避難ビル等を指定・設定する必要があります。（（４）避難場所、避難経路等の指定・設定参照）

（４）避難場所等、避難路等の指定・設定

市町村長および住民等は、住民等ひとり一人が避難場所、避難路、避難の方法等を把握し、津波避難を円滑に行うために、避難場所等を指定・設定するとともに、指定・設定した避難場所等の機能維持・向上に努めることとします。

また、これらの指定・設定にあたっては、ワークショップ形式により、実際に住民と現地を確認するとともに、地域に住む災害時要援護者（災害弱者）等への配慮のもと、定めることが大切です。

市町村は、避難目標地点と市町村が指定・指定する避難場所の役割の分担について、ワークショップ等を通じて住民によく周知徹底を図ることが重要です。

避難場所等（避難目標地点を含む）、避難ビルの指定・設定

ア） 市町村長は、次の安全性や機能が確保されている場所を避難場所として指定することとします。

避難場所の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none">・避難対象地域から外れていること。・建物を指定する場合、昭和 56 年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定することが望ましい。・周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵庫等の危険個所がないこと。・予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから、更に避難できる場所が望ましい。
避難場所の機能性の確保 (段階的に整備)	<ul style="list-style-type: none">・避難者一人あたり十分なスペースが確保されていること。・夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていること。・避難場所表示があり、入口等が明確であること。・一晩程度宿泊できる設備（毛布等）、飲食品が備蓄されていることが望ましい。・非常電源、暖房器具等を備えていること。・高齢者や身体障害者、乳幼児、妊産婦等に配慮した環境を確保すること。・インターネット等を利用した災害情報を取得する情報端末の整備

イ) 住民等は、安全性の高い避難目標地点を設定します。

避難目標地点の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対象地域から外れていること。 ・袋小路となっていないこと。また、背後に階段等の避難路等がない急傾斜地や崖地付近は避けること。 ・避難目標地点に到達後、指定された避難場所へ向かって避難できるような避難路等が確保されていることが望ましい。 ・避難目標地点の周囲、特に山側に地震動による決壊の恐れのあるため池などないこと。
---------------	--

適切な避難場所等がない場合には、高台の民家や民有地（畑や山林等）を避難目標地点として利用できるように、所有者等の理解を得ておくとともに、避難階段等を整備する必要があります。

ウ) 市町村又は住民等は、避難困難地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、次の安全性や機能性が確保されている建物を避難ビルとして、避難対象地域内に指定又は設定します。

避難ビルの安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・3階建て以上の鉄筋コンクリート（RC）構造又は鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）構造であること。 ・海岸に直接面していないこと。 ・耐震性を有していること。（昭和56年新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定・設定することが望ましい。） ・避難路等に面していることが望ましい。
避難ビルの機能性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・進入口への円滑な誘導が可能であること。 ・夜間照明や情報機器が備わっていることが望ましい。 ・外部から避難が可能な階段があることが望ましい。

1 避難ビル等の設定にあたっては、これらの所有者や管理者の理解が必要です。地域ぐるみで津波避難計画を策定することにより、こうした施設の所有者の方々に、地域の一員として地域の安全確保を担う役割を果たすことを理解していただくことが重要です。

2 津波浸水予想地域内に高いビルが存在しない場合は、緊急的な措置として、鉄道や道路等の高架部分、歩道橋等の利用、海岸付近の公園等に高台（盛土）の設置等の工夫も検討する必要があります。

避難路、避難経路の指定・設定

ア) 市町村長は、次の安全性や機能性が確保されている道路を避難路として指定します。

避難路の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、幅員が広いこと。特に観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあつては幅員を十分考慮すること。 ・橋梁（跨線橋等）を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。 ・防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。 ・海岸、河川沿いの道路は原則として避難路としない。 ・避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定する。（海岸方向にある避難場所へ向かつての避難をするような避難路の指定は原則として行わない） ・避難途中での津波の来襲に対応するために、避難路に面して避難ビルが設置されていることが望ましい。 ・家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定することが望ましい。
避難路の機能性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。 ・夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。 ・階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。

イ) 住民等は安全性の高い避難経路を設定します。

避難経路の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・山・崖崩れ、建物の倒壊、転送・落下物等による危険が少ないこと。 ・最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること。 ・複数の迂回路が確保されていること。 ・海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としない。 ・避難途中での津波の来襲に対応するために、避難経路に面して避難ビルが設置されていることが望ましい。 ・階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。
-------------	---

自動車の利用

避難は原則として徒歩によるものとしますが、避難目標地点が広く、駐車スペースが十分に確保でき、自動車で避難した方が安全である等、特殊な事情がある場合は、自動車の使用を制限しないこととします。なお、この場合、市町村はその内容を該当する地域の津波避難計画に明記することとします。

住民が主導となって避難路を整備

事例紹介

～和歌山県串本町^{おみざき}大水崎地区の事例～

南海地震による津波浸水の恐れがある和歌山県串本町の大水崎地区では、地区東側の山上に指定された避難場所までの道がJR線により分断されているため、大きく迂回せねばならず、大人の足でも10分以上かかる位置にありました。

この状況を危惧した住民達は大水崎避難路整備実行委員会を結成し、木橋の避難路を自ら手作りで整備し、その結果、最も効果のあったところで9分もの避難時間を短縮することができました。住民が主導となって避難路を整備した先進的な事例の1つです。

避難場所等、避難路等の日常的整備

市町村及び住民等は、いざという時に使用することが困難とならないよう、設定・指定した避難場所等又は避難経路等を日頃から点検し、整地や除草等の管理を行うとともに、誰もが安全に避難できるよう、バリアフリー化を推進します。

(5) 初動体制（職員の参集等）

勤務時間外に津波注意報や津波警報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制等について定めます。

連絡・参集体制

津波注意報や津波警報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の具体的な職員参集規定を定め、津波注意報等が解除されるまでの間、海面監視や被害状況の把握等ができる体制を整えること。

また、参集連絡手段についても、携帯電話、ポケベル等による伝達手段の多重化を図るとともに、ある一定基準に達した場合には、その情報等を認知後、参集連絡を受けることなく、速やかに自主的・自動的に参集する体制を確保する必要があります。

情報受信・伝達体制等

津波注意報や警報を住民等に伝達することは市町村長の責務であり、各市町村においては、こうした津波予報や津波情報の伝達、避難勧告の発令、海面監視等の応急対応が迅速に実施できる体制（特に勤務時間外の体制）を確保しておく必要があります。

(6) 津波情報等の収集・伝達

市町村は、津波注意報や津波警報の通知を受けたとき、あるいは知ったときは、災害対策基本法に基づき、地域防災計画により、住民等に対して伝達することと定められています。

従って、津波予報や津波情報の発表の時期、その内容、伝達手段・経路、伝達先等を津波避難計画書に記載し、迅速かつ的確な情報収集・伝達方法を確保する必要があります。

津波情報等の収集

ア) 津波予報、津波情報の早期収集

気象庁から県、県から市町村への津波予報の伝達は、人手を介さず、またリアルタイムで情報が得られる体制となっています。

しかし、パソコン等の故障、あるいは職員等の操作不慣れなどにより受信できないといったことが生じる可能性があることから、複数の受信経路を確保するとともに、日頃から情報機器等の適正な保守・管理、及び定期的な操作訓練を行うことが必要です。

イ) 海面監視等による情報収集

津波注意報や警報が発表された場合、あるいは強い地震の揺れを感じた場合等には、海面監視の実施、津波観測機器による観測等により、津波の状況や被害の様相を把握するための手順、体制等を定めることが必要です。

海面監視は、津波による被害の状況を早期に把握することにより、救助・救出活動等の災害応急対策の迅速な実施に役立つばかりでなく、場合によっては（例えば予想され

た津波の高さよりも高い津波が観測されたような場合)、避難勧告や避難指示の発令にも役立つことが期待されます。

こうしたことから、海面監視により、誰が、何処で、何時、どのような情報をどのように収集し、得られた情報を、いつ、どのように活用するかといった、情報収集・活用のための手順や体制を定めておく必要があります。

特に、目視により監視を行う場合には高台等の安全な場所から行う必要があるため、事前に場所を検討しておきます。

ウ) 津波観測機器の有効利用

津波到達前に、他県や他市町村など遠地で観測された津波波高データを把握できれば、避難勧告や避難指示を発令する際の重要な判断材料となります。

津波観測機器のネットワーク化等による他防災機関とのデータの共有化について検討が必要です。

エ) 住民の安否情報の収集

市町村は適切な応急体制をとるため、住民の安否情報を早期に収集する体制を確立する必要があります。点在する避難所から効率的に情報を収集するため、避難所に情報機器の整備を図るとともに、避難した住民自ら安否情報を市町村に報告することなどを定め、周知徹底することが必要です。

津波情報等の伝達

津波予報、津波情報、避難勧告・指示等の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するため、伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）及び伝達方法（伝達手段、伝達要領等）を定めます。

ア) 伝達系統に関する検討内容

何を知らせるか	・津波注意報・警報の発表、津波来襲の危険、避難勧告・指示、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等 《伝達内容について、予め想定し雛型を作成》
誰に対して知らせるか	・津波の危険がある地域の住民か、それ以外の地域の住民か。 ・避難対象地域の住民等の誰を対象とするか。 (住民、滞在者(観光客、海水浴客、釣客等)、通過者、漁業関係者、港湾関係者、船舶、海岸工事関係者等) ・避難場所等に避難している避難者
いつ、どのタイミングで知らせるか	・地震直後(自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難勧告・避難指示等) ・津波発生後(津波予報、津波情報、被害状況等) ・津波終息後(津波警報・注意報の解除、避難勧告・指示の解除等)

イ) 伝達手段に関する検討内容

どのような手段で	<ul style="list-style-type: none">・同報無線、半鐘、サイレン、テレビ、ラジオ、電話・FAX、有線放送、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、インターネット等・情報の受け手の立場に立った伝達手段（特に津波避難において災害時要援護者（災害弱者）となりうる者）
----------	--

ウ) 夜間、休日等の勤務時間外においても、迅速かつ正確な情報伝達が実施できるように、市町村の体制を具体的、詳細に地域防災計画等に記載するとともに、情報を受ける側の体制についても具体的に氏名、役職等を把握しておくこと。

また、夜間・休日においては、防災担当ではない職員あるいは職員でないものが宿直している場合もあるが、近地津波の場合、数分の伝達の遅れが人的被害に直結する場合もあるので、分かりやすい操作マニュアルの整備や訓練などにより、迅速かつ確実に住民へ情報を伝える体制を整えること。

エ) 住民等への情報伝達においては、同報無線による手段が有効であるが、屋外拡声器の場合、風向き、豪雨等の気象条件により、あるいは屋内にいる者にとっては、聞き取りにくい場合があることなどから、戸別受信機の整備等を検討すること。

オ) 同報無線のみの情報伝達に頼ることなく、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、有線放送等の既存の伝達媒体等を用いることにより、伝達手段の多様化を確保すること。

カ) 海水浴客、釣客、観光客、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の海岸付近にいる者に対しては、同報無線のみならず各々の施設管理者等を通じた伝達方法を確立すること。

キ) 地震による停電時等、電力を使用したシステムが使用不可能になった場合の代替手段等を検討すること。（半鐘、手動式サイレン等）

ク) 住民等が津波（潮位）の状況をいつでも知ることができるよう、各市町村で設置している波高計や監視カメラ等のデータをインターネット上で常時公開することを検討すること。

ケ) 津波予報・情報等の伝達の迅速化を図るため、地震計と連動した自動放送システムや緊急情報衛星同報システム（気象衛星からの警報を受信するシステム）等の整備を検討すること。

事例紹介

緊急情報衛星同報受信装置 ～田老町～

田老町役場に設置してある「緊急情報衛星同報受信装置」は、気象衛星を中継して送られてくる津波予報、地震・津波情報を受信しており、一定の震度を越える地震情報や津波予警報などを受信した場合には、防災行政無線から町内に自動放送されるしくみになっています。

情報伝達手段の特性の検討

住民等への情報伝達手段の検討にあたっては、各々の伝達手段が有する特性を検討し、比較・評価しながら、最も効果的、効率的な手段により検討すること。

情報伝達手段	特 徴
屋外拡声装置方式	コスト面で不利であるが、地域住民、海水浴客等への情報伝達効率に優れる。地震計等々の連動が可能で、迅速性や伝達効率に長ける。
戸別受信方式	伝達エリアが限定され、屋外への周知が困難だが、地域住民への迅速、確実な情報伝達が可能
電光掲示板方式	伝達エリアが限定され、情報伝達効率が低いが、屋外にいる者への可視情報提供が可能で、補完的システムとして有効
F ネット方式	伝達エリアが限定され、屋外への周知が困難だが、地域住民への迅速、確実な情報提供が可能
C A T V 方式	伝達エリアが限定され、屋外への周知が困難だが、可視情報提供が可能であり、地域住民への迅速、確実な情報伝達が可能 双方向通信ができるように改造を行えば、多様なサービスが可能
緊急警報受信機	伝達エリアが限定され、屋外への周知が困難だが、地域住民への迅速、確実な情報伝達が可能。初期投資や維持管理費が低い。

(7) 避難勧告・指示の発令

市町村は、避難勧告又は避難指示の発令基準、発令手順、伝達系統、伝達方法を具体的に定めること。

避難勧告・指示の発令基準の作成

市町村は、次の場合において、避難勧告又は避難指示を発令する基準を作成します。

ア) 報道機関の放送等により津波警報の発表を認知した場合及び法令の規定により津波警報の通知を受けた場合

イ) 強い地震を感じたとき(概ね震度4以上)又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要と認める場合

ウ) 法令の規定により自ら災害に関する警報をした場合

エ) 津波到達後、気象庁情報よりも大きな津波が確認されたとき

- 1 「弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れ」の地震が発生した場合、地震動が小さくとも大きな津波が発生することがあります(いわゆる「津波地震(ヌルヌル地震)」)。その代表例として明治三陸大津波(明治29年)が挙げられ、本県でも甚大な被害を受けました。

2 法令の規定により自ら災害に関する警報をした場合とは、災害により津波に関する気象庁の警報事項等を適時に受け取ることができなくなった地の市町村長が行う津波警報（気象業務法施行令第8条）があります。

3 本県は沿岸長が長いうえ、入り組んだりアス式海岸であることから、津波の高さが地域により大きく変化します。しかし、本県には気象庁予報区が1予報区しかいないため、地域によっては気象庁情報を越える高さの津波が到達する可能性も否定できません。津波到達後に気象庁情報よりも大きな津波が到達したことが確認された場合には、自主避難の呼びかけ、あるいは避難勧告・避難指示を早期に発令する必要があることも検討しておく必要があります。

避難勧告又は避難指示の発令時期及び発令手順の作成

津波警報を認知した場合又は津波警報の通知を受けた場合は、自動的に又は直後に避難勧告又は避難指示を発令します。

また、避難勧告又は避難指示の解除の発令は、原則として、津波予報の解除の発表に基づいて行うこととします。

ア) 近地津波の場合、避難勧告発令の遅れは人的被害の拡大に直結します。特に、勤務時間外に津波警報が発表された場合について、避難勧告発令の手続きや時期を再検討し、津波警報発表後速やかに避難勧告を発令できるような体制整備を図ることが必要です。

避難勧告又は避難指示の発令の伝達系統、伝達方法を定める

ア) 伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）

誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めます。

イ) 伝達方法（伝達手段、伝達要領等）

伝達手段として、情報の受け手に応じて多種・多様な手段を定めます。

また、避難勧告又は避難指示の発令内容（雛型）を定めておきます。

(8) 平常時の津波防災啓発

津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、地域の実情に応じた啓発、教育を実施します。

住民等が認識しておく必要がある「津波に対する心得」

1	(たとえ弱い地震でも)地震を感じたら直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
2	地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
3	正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
4	津波注意報でも海水浴や磯釣りは危険なので行わない
5	津波は繰り返し襲ってくるので、警報や注意報が解除されるまで気をゆるめない。

次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら、各地域の実情（津波災害歴の有無、海岸付近の土地利用、地域コミュニティの成熟度、社会環境の変化等）に応じて、啓発、教育を実施することとします。

津波防災啓発の手段

1．マスメディアの活用	テレビ、ラジオ、新聞紙等
2．印刷物、ビデオ	パンフレット、広報誌、ビデオ、ホームページ等
3．津波啓発施設	津波防災センター、津波資料館等
4．モニュメント等	津波記念碑、海拔・予想される津波の襲来時間や高さ・津波浸水予想地域の表示等
5．学習・体験	防災ウォッチング、避難体験、小中学生を対象としたミニ遠足会等

津波防災啓発の内容

1．過去の津波被害記録	古文書、伝承、津波被災者の体験談等による過去の津波被害
2．津波発生メカニズム	津波発生メカニズム、速さ、高さ等の基礎知識
3．ハザードマップ	津波浸水予想地域、避難場所等を表す地図
4．津波避難計画の内容	津波予報・情報の伝達、避難勧告・指示、避難場所、避難路等

津波防災啓発の場等

家庭、学校、地域社会（自主防災組織、町内会、婦人会、青年団等）、事業所等において実施することを検討します。

また、地域社会や事業所において津波防災啓発を行うためには、津波の知識や防災の経験を有した者が行うことが大切であり、こうした人材の育成が重要です。

消防・防災行政や消防団の経験者、自主防災組織等のリーダー、防災ボランティア、事業所等の防災担当者等に対して、津波避難に関する講習会等を実施し、地域社会や事業所において津波防災啓発の核となる人材を養成する必要があります。

(9) 避難訓練

地域の実情に応じて訓練内容や体制を検討した上、毎年1回以上、津波避難訓練を実施するよう努めます。

避難訓練の実施体制、参加者

ア) 実施体制

住民組織、消防本部、消防団等に加えて、各民間事業所、医療施設、福祉施設、幼稚園・

保育所、小学校、中学校、高等学校、漁業関係者、港湾関係者、海岸付近の観光施設・宿泊施設の管理者、ボランティア組織等の参画を得た地域ぐるみの実施体制の確立を図ること。

イ) 参加者

住民のみならず、観光客、釣客、海水浴客の外来者、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の幅広い参加を促すとともに、災害時要援護者（災害弱者）や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるように参加者を検討する。

訓練の内容

津波被害が発生する地震を想定し、震源、津波の高さ、津波到達予想時間、津波の継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った訓練内容を設定します。

また、実施時期についても、夜間、異なる季節等を設定し、各々の状況に応じて円滑な避難が可能となるように避難体制等を確立する必要があります。

訓練の第一の目標は、実際に避難を行い避難ルートを確認したり、情報機器類や津波防災施設の操作方法を習熟すること等ですが、想定されたとおりの避難対策が実施可能か否かを検証することも必要です。訓練結果を検証し、課題の抽出、整理、解決を図り、次の訓練につなげることが大切です。

考えられる訓練内容

津波予報・津波情報等の収集、伝達	初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟の他、同報無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易でわかりやすい表現か）等の検証
津波避難訓練	避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難し、ルートや避難標識、あるいは危険箇所等の把握。民有地を通っての避難が必要な場合、地域社会の理解を得ておく。夜間訓練等による街灯の確認も必要。
津波防災施設操作訓練	誰が、何時、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか 津波予想到達時間内に操作完了可能か 地震動等により操作不能となった場合の対応
津波監視訓練	高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて、津波監視の方法習熟、監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。

(10) その他の留意点

観光客、海水浴客、釣客等の避難対策

次の点に留意して観光客、海水浴客、釣客等の避難対策を定めます。

ア) 情報伝達

観光施設、宿泊施設等の施設管理者への情報伝達

施設管理者への同報無線の戸別受信機の設置等により伝達するとともに、利用客への情報伝達マニュアルを定めます。

(何時、誰が、何を(文案作成)どのように(館内放送等の伝達手段)伝達するか)

屋外にいる者への情報伝達

同報無線の屋外拡声器、サイレン、回転灯、電光掲示板等により伝達するとともに、海水浴場の監視所、海の家等へ情報収集機器(ラジオ、戸別受信機等)や情報伝達機器(拡声器、放送設備、サイレン)を配備し、利用客への周知を図ります。

イ) 施設管理者等の避難対策

海岸沿いの観光施設、宿泊施設にあっては、原則として観光客等を避難場所に避難させる必要があるため、こうした施設の管理者は、市町村や地域住民等が定める津波避難計画との整合性を図りながら、自らの津波避難計画を策定する必要があります。

また、市町村や地域の津波避難計画を策定するにあたっては、こうした施設の管理者等の参画も得ながら、地域ぐるみでの計画策定が重要です。

ウ) 避難場所等の確保、看板・誘導標識の設置

観光客等の地理不案内で津波の認識が低い外来者に対し、海拔・津波浸水予想地域・具体的な津波来襲時間や高さの表示、避難方向(誘導)や避難場所等を示した案内看板等が必要です。

釣り客等への対策として、防災行政無線屋外拡声支局の放送が聞こえないような磯場等に入る際には、ラジオを携行し、常時放送を聞くように周知するなどの防災掲示板の設置を検討します。

逃げ遅れた避難者が避難する高台の設置、近隣の宿泊施設等の避難ビル指定・設定及びその表示等も必要です。

なお、本県沿岸で行ったアンケートによると、津波避難の標識は、「分かりにくい」、「夜間に見えない」、「統一すべき」等の指摘がされており、日本工業規格(JIS)で指定された避難標識に統一するなど、避難標識のあり方について検討する必要があります。

参考:「岩手県津波避難対策検討委員会報告書」(平成14年12月、津波避難対策検討委員会)

エ) 津波啓発、避難訓練の実施

津波に対する心得や当該地域の津波の危険性、避難場所等を掲載した啓発用チラシを釣具店や海の家、海水浴場の駐車場等において配布するといった試み、あるいは、チラシ配布に限らず包装紙や紙袋等への印刷といった工夫を加えるなど、関係業者等を含めた取組みが重要です。

また、避難訓練にあたっては観光客等参加型の訓練が重要であり、海水浴シーズン、観光シーズン中の訓練を検討すること。

災害時要援護者(災害弱者)の避難対策

災害時要援護者(災害弱者)については、その要因に応じて避難対策を定めることが大切です。

ワークショップ等により、地域内で災害時要援護者となりうる方を事前に把握し、近所の住民や自主防災組織、ボランティア等と協力しながら組織的な避難体制を構築します。

津波避難において災害時要援護者となりうる者の例>

災害時要援護者（災害弱者）となりうる要因	災害時要援護者（災害弱者）の例
情報伝達面	視聴覚障害者、外国人、子供等
行動面	視聴覚障害者、心身障害者、高齢者、病人、幼児、妊産婦等
地理不案内等の面	観光客、外国人、海岸・港湾工事現場での就労者等

ア) 情報伝達

同報無線や広報車による伝達の場合、あらかじめ平易な言葉で分かりやすい広報文案を定めること。また、津波注意報や警報発表の際のサイレン音、半鐘等の啓発も必要です。

さらに、地域コミュニティ、福祉関係団体、災害ボランティア等に対する情報伝達手段を確保し、避難時に協力を頂くことも重要です。

聴覚障害者対策として、防災行政無線で住民に知らせるものと同内容のものを文章によって知らせることができる戸別受信機、FAXの導入（回転灯機能付き）等についても検討します。

地域の実状に応じて、外国語による津波啓発や、津波来襲時のサイレンの利用等も考慮します。

イ) 避難行動の援助

行動面で避難に支障がきたすことが予想される者に対しては、近所の住民や自主防災組織、ボランティア等の支援が必要不可欠であり、日頃から各団体と連携を図り、組織的な体制を確保する必要があります。

災害時要援護者に対する個々の具体的な避難行動の援助等については、地域ごとの津波避難計画において、地域の実情に応じて各々の地域や家族単位で予め定めておく必要があります。

また、市町村は足腰の弱い高齢者等の把握に努め、そのような高齢者の自宅近辺（自宅、消防団屯所、集会所等）に車椅子やリヤカー等を配置するよう努めます。

地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進

災害時要援護者等を津波から守るためには、周辺住民の応援、あるいは地域ぐるみの自主的かつ組織的な防災活動に期待するところが大きいことから、市町村は町内会・自治会等を中心とした自主防災組織の結成に尚一層取り組むことが重要です。

参考： 「岩手県自主防災組織育成の手引き」(岩手県総合防災室)

陸閘の開閉について

陸閘を閉鎖した場合、堤防外にある市場・加工場等の操業やバスの通行などに支障がきたすことがあります。門扉の開閉するタイミングについては避難勧告・避難指示との関連を考慮したうえ、住民、関係団体、企業等と事前取り決める必要があります。

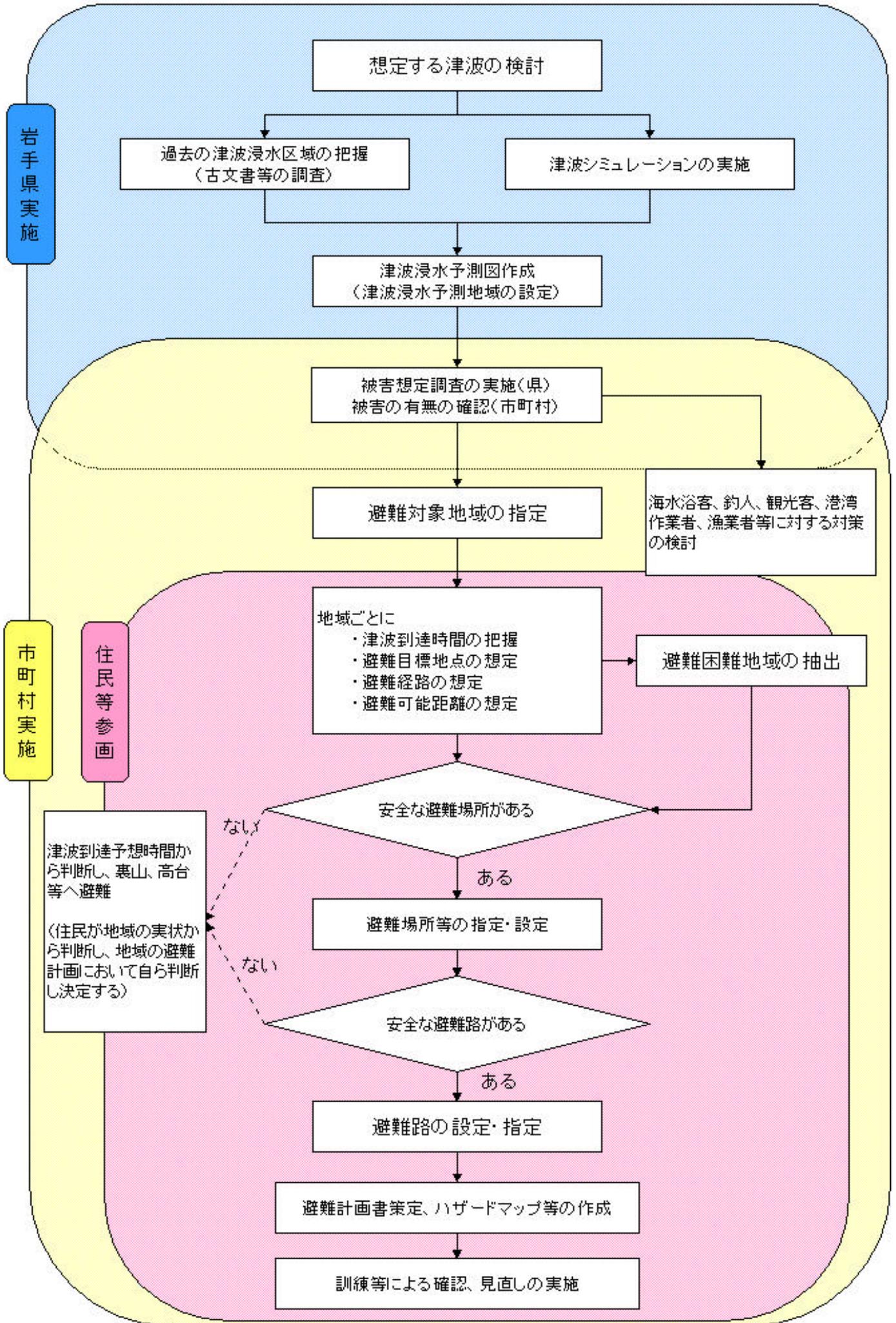
(1 1) 津波避難計画の自己評価 (評価チェックリスト)

1 . 津波浸水予測図の確認		チェック
津波シミュレーション結果の確認	到達時間、津波浸水予想地域の確認	
過去の津波被害の把握	過去の浸水地域と津波シミュレーション結果との比較	
津波予想地域の把握	及び により最大の津波浸水予想地域を把握	
津波到達予想時間の設定	津波シミュレーションのうち、最も津波到達予想時間が短いものを設定	
2 . 避難対象地域の指定		
被害の予測	陸上の遡上により住民等の生命・財産等に被害が発生することが予想されるか	
避難対象地域の指定	1 - 、2 - に基づき、広めに避難対象地域を指定	
住民等の理解	避難対象地域の指定にあたり住民等の理解は得られているか	
3 . 避難困難地域の指定		
津波到達予想時間の設定	津波シミュレーション結果等から津波到達時間を設定	
避難目標地点の設定	津波浸水予想地域外に最短時間で到達できる避難目標地点を設定	
避難路等の指定・設定	避難目標地点へ最短時間で到達できる避難路、避難経路を指定・設定	
避難可能距離の設定	、 、 及び歩行速度から、津波到達時間内に避難可能な距離 (範囲) を設定	
避難困難地域の抽出	避難可能距離 (範囲) から外れる津波浸水予想地域を避難困難地域として抽出	
訓練等による検証	訓練等により、津波到達予想時間内に避難が可能か否かの検証	
4 . 避難場所等の指定・設定		
避難場所の指定	市町村が指定しているか	
	安全性は確保されているか	
	機能性は確保されているか	
	避難場所の点検・管理体制を検討しているか	
避難目標地点の設定	住民 (自主防災組織) が設定しているか	
	安全性は確保されているか	
避難ビルの指定	市町村又は住民 (自主防災組織等) が指定・設定しているか	
	安全性は確保されているか	
	機能性は確保されているか	
5 . 避難路、避難経路の指定・設定		
避難路の指定	市町村が指定しているか	
	安全性は確保されているか	
	機能性は確保されているか	
	避難場所の点検・管理体制を検討しているか	
避難経路の設定	住民 (自主防災組織等) が設定しているか	
	安全性は確保されているか	
避難方法の検討	徒歩による避難が可能か	
	徒歩以外の方法による避難が検討されているか	

6．初動体制（職員の参集等）		
職員の参集基準の設定	津波注意報が発表された場合	
	津波警報が発表された場合	
	強い地震を観測した場合	
職員参集連絡手段の確保	テレビ、ラジオ等で認知した場合は自動参集	
	ポケベル、携帯電話等の連絡手段の確保	
7．津波情報の収集・伝達		
津波情報の収集	津波予報・情報の受信体制は確保されているか（特に勤務外）	
	津波予報・情報の受信手段、経路等を職員（勤務時間外においては当直等）が認識しているか	
	情報機器の適正な保守・管理、及び定期的な操作訓練が行われているか	
海面監視の実施	職員の監視体制は確保されているか	
	職員の津波観測機器の操作習熟、感想データの意味等の理解が十分か	
	海面監視結果（観測データ等を含む）の活用方法が決まっているか	
津波情報の伝達	何を、何時、誰に伝達するか（伝達系統）	
	どのように（伝達方法）伝達するか	
	広報文案等は作成されているか	
	勤務時間外の伝達体制は確保されているか	
	同報無線による伝達は十分か	
	伝達手段の多様化が図られているか	
8．避難勧告、避難指示の発令		
発令の基準	気象庁の津波警報が発表された場合（ＴＶ等により認知、津波警報の通知時点か）	
	強い揺れ、ゆっくりとした揺れを感じた場合	
	津波警報等の通知が届かなかった場合の対応	
気象庁の津波警報により避難勧告を発令する時期	自動発令、上司の判断後等	
	上司の判断後の場合、迅速な発令が可能な体制か	
	上司不在、勤務時間外の対応は十分か	
発令の手順	誰が何より認知又は受信し、どのように発令するか	
住民等の情報の受け手に応じた伝達手段の多種・多様化	同報無線、サイレン、半鐘、広報車、有線放送等	
観光客等への伝達手段の確保	海水浴客、観光客、釣客等への伝達手段は確保されているか	
発令文の内容	発令文の雛型は作成されているか	
9．平常時の津波防災啓発		
津波防災啓発の手段	多様な手段により実施しているか	
津波防災啓発の内容	パンフレット等の内容の充実を図っているか	
	ハザードマップ、津波避難計画等を公表しているか	
津波防災啓発の場	地域社会や事業所等で啓発活動が実施されているか	
	啓発の拠点となる施設や人材の確保がなされているか	
10．避難訓練		
実施回数	毎年実施しているか	
実施体制	地域ぐるみの実施体制が確保されているか	
参加者	観光客、海水浴客等の参加を得ているか	

訓練結果の検証	訓練結果の検証を行っているか	
訓練内容の工夫	夜間訓練、津波防災施設の操作等訓練の工夫、見直しを行っているか	
11. その他の留意点		
観光客、海水浴客等の避難対策	多様な情報伝達手段を確保しているか	
	避難対策について観光施設、宿泊施設等の管理者との協力体制は確保されているか	
	避難案内標識、誘導標識等の設置は十分か	
	看板、パンフレット等による啓発が十分か	
災害時要援護者（災害弱者）の避難対策	視聴覚障害者、外国人等への情報伝達方法が確保されているか	
	地域ぐるみの避難行動支援が確保されているか	

津波避難計画策定のフロー図



参考となる資料・文献等

- 災害の知識、正しい理解 -

「大地が震え海が怒る - 自然災害はなくせるか」(首藤伸夫・片山恒夫、テクノライフ選書、オーム社出版局)

「写真記録 近代日本津波誌」(山下文男編著、青磁社)

「防災・危機管理 e - カレッジ」(消防庁ホームページ、<http://www.e-college.fdma.go.jp/top.html>)

津波デジタルライブラリ(津波デジタルライブラリ作成委員会、<http://tsunami.dbms.cs.gunma-u.ac.jp/>)

「国道45号沿線津波痕跡マップ 過去の津波から学ぶ未来の三陸づくり」

(国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所)

- 津波避難計画策定 -

「津波対策推進マニュアル検討報告書」(平成14年3月、津波対策推進マニュアル検討委員会)

「岩手県津波避難対策検討委員会報告書 今後の津波避難対策の基本的方向について」

(平成14年12月、津波避難対策検討委員会)

「地域ごとの津波避難計画策定モデル事業 事例報告書」(平成15年3月、総務省消防庁震災対策室)

- 他市町村の事例 -

尾鷲市津波避難計画 (三重県)

湯浅町津波避難計画 (和歌山県)

広川町津波避難計画 (")

太地町津波避難計画 (")

高知市津波避難計画書 (高知市)

- 自主防災組織 -

「岩手県自主防災組織育成の手引き」

(岩手県総合防災室ホームページ、<http://www.pref.iwate.jp/~hp010801/jisyubou/jisyubou.htm>)

作成例

市町村津波避難計画

(平成 年 月 日作成)

目 次

- 第1章 総 則
 - 1 目 的
 - 2 計画の修正
 - 3 用語の意義

- 第2章 避難計画
 - 1 避難対象地域
 - 2 津波到達時間
 - 3 避難困難地域
 - 4 避難路・避難経路
 - 5 避難場所・避難目標
 - 6 避難目標

- 第3章 初動体制（職員の参集等）
 - 1 連絡・参集体制
 - 2 津波情報等の収集・伝達

- 第4章 避難勧告・指示の発令
 - 1 発令基準
 - 2 伝達方法

- 第5章 津波対策の教育・啓発

- 第6章 津波避難訓練の実施

- 第7章 その他の留意点
 - 1 観光客、海水浴客、釣客等の避難対策
 - 2 災害時要援護者の避難対策
 - 3 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進
 - 4 計画策定経緯等

第1章 総則

1 目的

この計画は、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から二十数時間の間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

3 用語の意義

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水予想地域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、市町村が指定するものをいう。

(3) 避難困難地域

津波の到達時間までに避難対象地域の外、又は避難場所まで避難することが困難な地域をいう。

(4) 避難路

避難するための経路で、市町村が指定するものをいう。

(5) 避難経路

避難するための経路で住民等が設定するものをいう。

(6) 避難場所

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に市町村が指定するものをいう。

(7) 避難目標地点

津波の危険から、とりあえずの生命の安全を確保するために避難対象地域の外に定める地点で、住民等が設定する避難の目標地点をいう。

(8) 避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた人が緊急避難する建物で、市町村又は自主防災組織等が指定又は設定するものをいう。

(4)(5)を総称して「避難経路」、(6)～(8)を総称して「避難先」という。

第2章 避難計画

(1) 津波到達予想時間の設定

本県では、県が作成した津波浸水予測図の結果を勘案し、津波到達予想時間を 分とする。

想定地震： 県沖津波(M7.4)

想定する波高： m

(2) 津波避難計画

避難対象地域、避難困難地域、避難路・避難経路、避難場所・避難目標地点、避難ビルは次表のとおりとする。

避難対象地域名	避難困難地域	避難路・避難経路 (幅員含む)	避難目標地点	避難場所	避難ビル等	備考(自動車の利用等)
地区 世帯 人	地区 世帯 人	町道 線 幅員 3m				水門が閉鎖されなかった場合、ほぼ全域が浸水の恐れがある
地区 世帯 人		町道 線 幅員 12m				線に限り自動車の利用を認める。

避難対象地域ごとにワークショップ等を開催し、住民と協働して設定・指定すること。
添付資料形式として地図等による表示を検討すること。
これらの結果は、市町村が作成する津波防災マップ(津波ハザードマップ)へ反映することが望ましい。

第3章 初動体制(職員の参集等)

1 連絡・参集体制

勤務時間外に、津波警報及び津波注意報が発令された場合の職員(消防団含む)の連絡・参集体制は「市町村地域防災計画 応急対策計画」に定めるもののほか、次による。

伝達系統図

既に作成している市町村地域防災計画(震災対策編)や、津波対策マニュアルの内容を精査し、記述すること。

自主参集の項目についても記述すること。

津波到達予想時間を考慮し、庁舎近傍に居住する複数の職員に緊急初動を任命することを検討する。

2 配備体制

既に作成している市町村地域防災計画(震災対策編)の内容を精査し、記述すること。

例)

区 分	基 準	動員配備人員
災害警戒本部	津波注意報が発令されたとき 震度4が発生したとき	総務課長 総務課防災担当者
災害対策本部 1号配備	津波警報が発令されたとき 震度5弱、5強が発生したとき	・・・
災害対策本部 2号配備	大津波警報が発令されたとき 震度6弱以上が発生したとき	全職員

3 津波情報等の収集・伝達

(1) 津波情報等の収集

地域防災計画、津波対策マニュアル等の内容を精査のうえ、記述すること。

海面監視は他地区の海面状況、波高データ等の利用も検討のうえ、記述すること。
例) 海面監視は以下の方法をもって行う。

- ・津波監視カメラ
- ・インターネット上の波高計(市、気象庁、海上保安庁)
- ・沿岸13市町村LAN(光ファイバー)を利用した町の海面状況(動画)

避難した住民からの安否情報の収集についても検討のうえ、記述すること。

例) 市町村が効率的に住民の安否情報を収集するため、避難所に避難した住民は備え付けの機器により、安否(避難)情報を市町村に報告する。

避難所名	備え付けの機器	
地区避難所	無線機	

(2) 津波情報等の伝達

地域防災計画、津波対策マニュアル等の内容を精査のうえ、伝達内容、伝達手段、伝達経路図を記述すること。

第4章 避難勧告・指示の発令

1 発令基準

地域防災計画、津波対策マニュアル等の内容を精査のうえ、記述すること。

種別	基準
自主避難の呼びかけ	例) 震度3が発生したとき ・・・
避難勧告	例) 津波注意報が発表され、本部長が認めるとき 津波警報が発表されたとき・・・ ・・・
避難指示	例) 大津波警報が発令されたとき ・・・

2 伝達方法

(1) 発令時期、避難指示の発令手順

地域防災計画、津波対策マニュアル等の内容を精査のうえ、記述すること。

(2) 伝達方法

地域防災計画、津波対策マニュアル等の内容を精査のうえ、伝達内容、伝達手段、伝達経路図を記述すること。

第5章 津波対策の教育・啓発

- 1 (たとえ弱い地震でも)地震を感じたら直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する等、自主避難を徹底する。
- 2 津波に対する知識と備えを身につけてもらうため、教育委員会と共同で小学生や中学生を対象としたミニ遠足会を実施する。(内容:過去の津波浸水地域の現場確認、津波体験者からの聞き取り等)
- 3 消防団員、自主防災組織、ボランティア、事業所の防災担当者等について、普及啓発を行い、地域防災の要となるリーダーの養成に努める。

開催状況

団体名	時間	内容
地区自主防災組織	平成 年 月 日	

第6章 津波避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、毎年1回以上の津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するように努めるものとする。

また、避難訓練は地域住民が参加しやすい時間に設定するとともに、訓練参加者には、津波に関する啓発についても実施し、訓練終了後には訓練内容、方法・問題点等の検証を行う。

第7章 その他の留意点

1 観光客、海水浴客、釣客等の避難対策

観光協会や旅館組合等関係団体と共同して、観光客、釣客等へ避難対策を定める。

具体的な内容を記載。検討中の場合には検討中とし、決まり次第速やかに記載すること。

2 災害時要援護者の避難対策

避難対象地域内における災害時要援護者の現状把握に努めるとともに、地域と共同して避難行動の援助について定める。

具体的な内容を記載。検討中の場合には検討中とし、決まり次第速やかに記載すること。

3 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進

大きな災害ほど、住民は「自らの命(地域)は自ら守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるとともに自発的に地域の防災活動に寄与することが求められる。

地域住民がお互いに助け合い、協力しながら円滑に防災活動を行うため、自主防災組織の結成を推進する。

4 計画策定経緯等

ワークショップのメンバーや内容等について記載する。

開催地区名	開催日	主な内容
地区ワークショップ	平成 年 月 日	